



発行 東京都

目次

規則

- 食品衛生法施行細則の一部を改正する規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局健康安全部食品監視課）…一
- 食品表示法施行細則の一部を改正する規則……………（同）…三

告示

- 令和三年度非常勤職員の第一種報酬の額……………（主税局総務部職員課）…五
- 都市計画事業の認可……………（都市整備局都市基盤部街路計画課）…六
- 建築基準法による一団地の区域……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）…六
- 都営住宅の使用料の変更……………（住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課）…六
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……………（同）…二
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………（同）…二
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………（同）…三
- 平成十七年東京都告示第八百六十四号（東京都エネルギー環境計画指針）の一部改正……………（環境局地球環境エネルギー部計画課）…三
- 液化石油ガス販売事業者の認定……………（環境局多摩環境事務所管理課）…四
- 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…四
- 都道の供用開始……………（同）…六
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…六
- 都立公園の位置、区域及び面積の変更……………（建設局公園緑地部公園課）…六

公 告

- 開発行為に関する工事完了（三件）……………
- ……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）…元
- 東京都労働委員会あつせん員候補者の氏名等……………（東京都労働委員会）…元

規 則

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年五月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二百五十七号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則（令和二年東京都規則第百五号）の一部を次のように改正する。

第一条の改正規定中「を」、「省令」を「昭和二十三年厚生省令第二十三号」の下に「を」、「命令」とは食品衛生法第五十八条第一項に規定する食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合等を定める命令（令和元年内閣府・厚生労働省令第十一号）を加え、「を」、「省令」に改める。

第五章を削る改正規定を次のように改める。

第五章 食品、添加物、器具又は容器包装の回収の届出

第二十三条 命令第二条から第四条までの規定による届出は、別記第十四号様式による。附則の改正規定中「第二十三条」を「第二十四条」に、「六条ずつ」を「五条ずつ」に改める。

別記第八号様式の次に一様式を加える改正規定中

<p>別記第八号様式</p> <p>（表）</p> <p>（表）</p> <p>（表）</p> <p>（表）</p>	<p>を</p>
--	----------

添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面 (事業譲渡の場合は省略可)	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果	<input type="checkbox"/>
事業譲渡	<input type="checkbox"/> 営業譲渡を受けたいことを証する旨	<input type="checkbox"/>

改める。

別記第十一号様式の改正規定中「□」を「」とし、「又は□」を「」とし、「又は□法定相続情報一覧図の写し」を加える。

別記第十一号様式に二様式を加える改正規定中「二様式」を「三様式」に

添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

を

添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面 (事業譲渡の場合は省略可)	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果	<input type="checkbox"/>
事業譲渡	<input type="checkbox"/> 営業譲渡を受けたいことを証する旨	<input type="checkbox"/>

に

改め、別記第十三号様式の次に次の二様式を加える。

第14号様式(第23条関係)

(表)

東京都知事 殿

自主回収届(着手/変更/終了)

届出番号: 届出日より前欄は不要です。

年 月 日

食品衛生法第88条第1項に基づき、次のとおり食品等の自主回収を届け出ます。

郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
電子メールアドレス:	電話番号:	FAX番号:
届出者住所	※法人にあっては、主たる事務所の所在地	
届出者氏名	※法人にあっては、その代表者またはその氏名	
郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
電子メールアドレス:	電話番号:	FAX番号:
回収担当部署	回収担当者氏名 (ふりがな)	
郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
電子メールアドレス:	電話番号:	FAX番号:
委託事業者住所	※法人にあっては、主たる事務所の所在地	
委託事業者氏名	※法人にあっては、その代表者またはその氏名	
郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
電子メールアドレス:	電話番号:	FAX番号:
製造所又は加工所の所在地	(ふりがな)	
製造所又は加工所の名称 (品名、商号は追記してください)	※法人にあっては、その名称	
食品等の一般名称:	商品名:	
食品等の特定情報 (形態、内容量、形状特徴、賞味期限、JANコード、製造番号、ロット番号、表示事項、仕向名、製造等)	※多数ある場合は、別紙に右下を添付して下さい。	
回収の理由	内容	
<input type="checkbox"/> ①食品衛生法に違反		
<input type="checkbox"/> ②食品衛生法に違反するおそれ		

(注) 表紙裏の場合は、当該不祥の発生等の経緯 (注) 輸入品の場合は、輸入業者の所在等の情報 (以下添付書類参照)

別記第2号様式(第3条関係)

(注)

年 月 日

東京都知事 殿

自主回収届(着手/変更/終了)

届出番号：
届出者による記載は不要です。

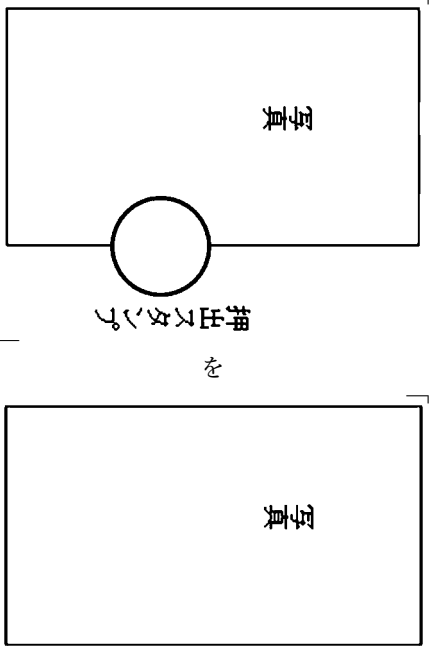
※変更がある届出については、届出者を○で囲み記載してください。又は記載した届出は取り消していただきます。
回収委託事業者については委託先（届出者）が回収の責任を負担し、又は委託した届出は取り消していただきます。

食品表示法第10条の2の規定に基づき、次のとおり食品等の自主回収を行います。

届出番号：	届出番号：	届出番号：	届出番号：
電子メールアドレス：	電話番号：	届出番号：	届出番号：
届出者住所 ※法人にあっては、たとる事務所の所在地	届出者住所 ※法人にあっては、たとる事務所の所在地	届出者住所 ※法人にあっては、たとる事務所の所在地	届出者住所 ※法人にあっては、たとる事務所の所在地
届出者住所 (ふりがな)	届出者住所 (ふりがな)	届出者住所 (ふりがな)	届出者住所 (ふりがな)
届出者住所 ※法人にあっては、その親戚及び代表者の氏名 ※法人に住所を有する者	届出者住所 ※法人にあっては、その親戚及び代表者の氏名	届出者住所 ※法人に住所を有する者	届出者住所 ※法人に住所を有する者
郵便番号：	電話番号：	届出番号：	届出番号：
電子メールアドレス：	電話番号：	届出番号：	届出番号：
届出委託先住所 ※法人にあっては、たとる事務所の所在地	届出委託先住所 ※法人にあっては、たとる事務所の所在地	届出委託先住所 ※法人にあっては、たとる事務所の所在地	届出委託先住所 ※法人にあっては、たとる事務所の所在地
届出委託先住所 (ふりがな)	届出委託先住所 (ふりがな)	届出委託先住所 (ふりがな)	届出委託先住所 (ふりがな)
委託事業者氏名 ※法人にあっては、その親戚及び代表者の氏名	委託事業者氏名 ※法人にあっては、その親戚及び代表者の氏名	委託事業者氏名 ※法人にあっては、その親戚及び代表者の氏名	委託事業者氏名 ※法人にあっては、その親戚及び代表者の氏名
郵便番号：	電話番号：	届出番号：	届出番号：
電子メールアドレス：	電話番号：	届出番号：	届出番号：
製造所又は加工所の所在地	製造所又は加工所の所在地	製造所又は加工所の所在地	製造所又は加工所の所在地
(ふりがな)	(ふりがな)	(ふりがな)	(ふりがな)
食品等の 種類名：		商品名：	
食品等の製造事業者 (形態、内容量、消費期限、賞味期限、JANコード、製造番号、ロット番号、表示事項、材料名、製造等)		食品等の製造事業者 (形態、内容量、消費期限、賞味期限、JANコード、製造番号、ロット番号、表示事項、材料名、製造等)	
回収の理由		回収の理由	
<input type="checkbox"/> ①食品表示法に違反 <input type="checkbox"/> ②食品表示法に違反するおそれ		<input type="checkbox"/> ①食品表示法に違反 <input type="checkbox"/> ②食品表示法に違反するおそれ	

(日本酒類製造者様へ送付)

「四」を削り、同様式(表中)「一」を「一・三」に改め、同様式を別記第一号様式として、同様式の次に次の一様式を加える。



別記様式(表中)

に改め、

(案)

回収終了時点における販売状況 (販売地域、販売先、販売口、販売数量等) ※多量ある場合は、別紙にリストを添付してください。	
回収に着手した年月日	年 月 日
回収の方法 (回収方法、回収情報の周知方法、問合せ先、回収品の保管場所、回収後の対応、回収終了予定等)	
回収状況 (販売数量に対する回収数量、回収終了等) ※届出時点	
健康被害の発生状況 (生命又は身体に対する危害の発生の有無)	
回収する食品等の種類	健康被害の発生状況 (生命又は身体に対する危害の発生の有無)
回収する食品等の種類	健康被害の発生状況 (生命又は身体に対する危害の発生の有無)
画像 (商品の個体が分かる画像、表示食品製造事業者、製造所・加工所、消費期限、賞味期限、JANコード、電話番号・ロット番号等) ※多量ある場合は、別紙にリストを添付してください。	
備考	
社名 (ふりがな)	電話番号
担当者氏名	

附 則

- 1 この規則は、令和三年六月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の食品表示法施行細則別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

●東京都告示第七百六十八号

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成二十七年東京都規則第八号）第七条の規定に基づき、令和三年度における非常勤職員の第一種報酬の額を次のとおり告示する。

令和三年五月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

非常勤職員の報酬の額一覧

局名	職名	報酬区分	報酬額
主税局	宿泊施設等運營業務専門員	日額	(日勤) 12,200円
			(夜勤) 23,600円
			(夜勤(ローテ)) 24,230円

附則

この告示は、令和三年六月一日から施行する。

●東京都告示第七百六十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年五月三十一日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称

練馬区

二 都市計画事業の種類及び名称

東京都都市計画道路事業幹線街路補助線街路第百三十五号線及び幹線街路補助線街路第百五十六号線

三 事業施行期間

令和三年五月三十一日から令和十年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

練馬区東大泉一丁目、東大泉三丁目及び東大泉四丁目各地内

使用の部分

なし

●東京都告示第七百七十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和三年五月三十一日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

大田区羽田空港二丁目的一部、同所 令和三年五月十一番の一部、二番及び三番の一部並 三日

びに羽田空港三丁目一番の一部、三番一から同番十四まで、同番十五の一部及び五番

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第七百七十一号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、令和三年六月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年五月三十一日

東京都知事 小池 百合子

種 類	構 造	名	称 位	階	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額/戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額/戸）
一般営	高層耐火	勝どき五丁目アパート（7号棟）	中央区勝どき5	8	33.6	1	28,200	49,800
一般営	高層耐火	明石町アパート（4号棟）	中央区明石町2	4	34.3	1	29,600	58,000
一般営	高層耐火	勝どき六丁目アパート（1号棟）	中央区勝どき6	6	51.2	1	45,100	91,900
一般営	高層耐火	南青山一丁目アパート（6号棟）	港区南青山1	3	40.7	1	39,900	181,500
一般営	高層耐火	芝五丁目アパート（1号棟）	港区芝5	18	34.3	3	33,100	71,500
一般営	高層耐火	芝五丁目アパート（2号棟）	港区芝5	18	42.2	1	40,300	78,800
一般営	高層耐火	芝五丁目アパート（2号棟）	港区芝5	18	42.2	2	40,900	78,800
一般営	中層耐火	戸山ハイツアパート（7号棟）	新宿区戸山2	7	38.8	1	32,200	64,900
一般営	中層耐火	戸山ハイツアパート（6号棟）	新宿区戸山2	6	38.3	1	32,100	63,300
一般営	中層耐火	戸山ハイツアパート（14号棟）	新宿区戸山2-14		38.3	1	32,000	65,800
一般営	中層耐火	戸山ハイツアパート（15号棟）	新宿区戸山2-15		38.3	2	32,000	65,800
一般営	中層耐火	戸山ハイツアパート（17号棟）	新宿区戸山2-17		38.3	1	32,100	65,800
一般営	中層耐火	戸山ハイツアパート（21号棟）	新宿区戸山2-21		38.3	1	32,000	65,800
一般営	中層耐火	戸山ハイツアパート（22号棟）	新宿区戸山2-22		38.8	1	32,700	68,600
一般営	中層耐火	戸山ハイツアパート（20号棟）	新宿区戸山2-20		38.3	1	32,100	65,800
一般営	高層耐火	戸山ハイツアパート（3号棟）	新宿区戸山2-3		41.0	1	34,600	78,400
一般営	高層耐火	戸山ハイツアパート（3号棟）	新宿区戸山2-30		40.1	1	33,800	77,000
一般営	高層耐火	戸山ハイツアパート（10号棟）	新宿区戸山2-10		40.1	1	33,800	77,000
一般営	高層耐火	戸山ハイツアパート（10号棟）	新宿区戸山2-10		40.1	1	34,000	78,300
一般営	高層耐火	戸山ハイツアパート（33号棟）	新宿区戸山2-33		40.1	4	33,800	77,000
一般営	高層耐火	戸山ハイツアパート（25号棟）	新宿区戸山2-25		41.3	1	35,200	73,700
一般営	高層耐火	戸山ハイツアパート（35号棟）	新宿区戸山2-35		40.1	1	34,200	72,900
一般営	高層耐火	戸山ハイツアパート（28号棟）	新宿区戸山2-28		43.3	1	37,100	70,000
一般営	中層耐火	戸山ハイツアパート（32号棟）	新宿区戸山2-32		38.3	1	32,100	65,800
一般営	高層耐火	早稲田アパート（1号棟）	新宿区西早稲田1	9	34.4	2	29,200	46,200
一般営	高層耐火	本駒込四丁目アパート（15号棟）	文京区本駒込4-35		42.2	2	36,200	60,100
一般営	高層耐火	清川二丁目アパート（3号棟）	台東区清川2-22		34.3	2	25,300	33,100
一般営	高層耐火	下谷一丁目アパート（1-2-10号棟）	台東区下谷1-2		35.4	2	28,300	37,700
一般営	高層耐火	太平南アパート（1号棟）	墨田区太平4-2		42.9	1	31,000	44,500
一般営	高層耐火	立花一丁目アパート（6号棟）	墨田区立花1-27		42.2	1	29,800	50,400
一般営	高層耐火	江東橋四丁目アパート（2号棟）	墨田区江東橋4-30		43.9	1	33,100	59,100
一般営	高層耐火	白鰐東アパート（9号棟）	墨田区堤通2-6		59.7	2	43,700	63,400

種 類	構 造	名	称 位	階	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額/戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額/戸）
一般営	高層耐火	白鰐東アパート（3号棟）	墨田区堤通2-4		59.7	1	43,900	64,500
一般営	高層耐火	白鰐東アパート（5号棟）	墨田区堤通2-5		59.7	1	43,900	64,500
一般営	高層耐火	白鰐東アパート（6号棟）	墨田区堤通2-5		59.7	1	43,900	64,500
一般営	高層耐火	亀戸七丁目アパート（12号棟）	江東区亀戸7-57		42.2	3	34,400	48,500
一般営	中層耐火	辰巳一丁目アパート（7号棟）	江東区辰巳1-10		36.6	1	28,600	49,500
一般営	高層耐火	東砂七丁目アパート（3号棟）	江東区東砂7-17		51.2	3	41,900	69,500
一般営	中層耐火	東砂七丁目アパート（3号棟）	江東区東砂7-17		51.0	1	41,700	59,100
一般営	高層耐火	南砂五丁目アパート（1号棟）	江東区南砂5-24		37.9	1	29,500	47,600
一般営	中層耐火	東砂二丁目アパート（1号棟）	江東区東砂2-13		33.4	1	26,200	38,900
一般営	中層耐火	東砂二丁目アパート（2号棟）	江東区東砂2-13		33.4	1	26,200	38,900
一般営	高層耐火	東砂二丁目アパート（4号棟）	江東区東砂2-13		37.9	2	29,800	49,500
一般営	中層耐火	東砂二丁目アパート（6号棟）	江東区東砂2-13		33.4	1	26,200	38,900
一般営	中層耐火	東砂二丁目アパート（8号棟）	江東区東砂2-13		33.4	1	26,200	38,900
一般営	中層耐火	東砂二丁目アパート（13号棟）	江東区東砂2-13		33.4	1	26,200	38,900
一般営	中層耐火	東砂二丁目アパート（15号棟）	江東区東砂2-13		33.4	3	26,200	38,900
一般営	高層耐火	東砂二丁目第2アパート（3号棟）	江東区東砂2-12		34.4	1	27,100	41,500
一般営	高層耐火	東陽二丁目アパート（2号棟）	江東区東陽2-22		34.4	1	27,900	34,800
一般営	高層耐火	南砂四丁目アパート（2号棟）	江東区南砂4-4		34.3	1	27,800	45,400
一般営	高層耐火	南砂一丁目アパート（7号棟）	江東区南砂1-1		42.2	1	33,800	47,900
一般営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート（1号棟）	江東区北砂1-3		39.5	1	31,600	51,000
一般営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート（2号棟）	江東区北砂1-3		42.0	2	33,600	52,800
一般営	高層耐火	南砂六丁目アパート（2号棟）	江東区南砂6-5		51.2	2	43,400	79,500
一般営	高層耐火	東雲二丁目アパート（3号棟）	江東区東雲2-4		51.2	1	42,500	79,800
一般営	高層耐火	東雲二丁目アパート（4号棟）	江東区東雲2-4		51.2	2	42,500	79,800
一般営	高層耐火	北品川第2アパート（2号棟）	品川区北品川1-7		34.4	2	30,100	70,000
一般営	高層耐火	東品川第4アパート（12号棟）	品川区東品川1-2		34.3	1	29,000	41,800
一般営	高層耐火	東品川第3アパート（6号棟）	品川区東品川3-32		34.3	1	29,400	43,600
一般営	中層耐火	八潮五丁目アパート（3号棟）	品川区八潮5-1		59.6	1	52,500	83,100
一般営	高層耐火	八潮五丁目アパート（4号棟）	品川区八潮5-1		59.6	2	52,300	92,900
一般営	中層耐火	八潮五丁目アパート（5号棟）	品川区八潮5-1		62.1	2	54,400	85,200
一般営	高層耐火	八潮五丁目アパート（60号棟）	品川区八潮5-10		59.6	1	52,500	95,200
一般営	高層耐火	八潮五丁目アパート（49号棟）	品川区八潮5-10		59.5	2	52,400	95,100

種 類	構 造 名	称 位	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)	
一般都営	中層耐火	大森西三丁目第5アパート(1号棟)	大森西3-9	51.0	1	43,100	78,800
一般都営	中層耐火	南蒲田一丁目アパート(11号棟)	大森西南蒲田1-17	42.3	1	34,400	55,600
一般都営	中層耐火	西六郷四丁目アパート(1号棟)	大森西西六郷4-24	48.1	1	39,700	66,500
一般都営	中層耐火	南六郷一丁目第5アパート(7号棟)	大森西南六郷1-25	59.6	2	50,500	95,100
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(16号棟)	大森西矢口2-21	36.5	3	28,800	38,000
一般都営	高層耐火	東糀谷六丁目アパート(2号棟)	大森西東糀谷6-9	37.3	2	29,600	43,000
一般都営	中層耐火	東糀谷六丁目アパート(5号棟)	大森西東糀谷6-9	39.0	1	30,400	34,300
一般都営	高層耐火	東糀谷六丁目アパート(7号棟)	大森西東糀谷6-8	42.2	3	33,500	46,900
一般都営	中層耐火	西糀谷二丁目第2アパート(3号棟)	大森西西糀谷2-26	39.0	1	32,000	51,900
一般都営	中層耐火	池上八丁目アパート(8号棟)	大森西池上8-22	42.3	1	34,900	55,800
一般都営	中層耐火	大森西一丁目第3アパート(10号棟)	大森西大森西1-11	59.6	2	50,300	69,400
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(14号棟)	世田谷区喜多見2-10	52.4	1	40,800	68,200
一般都営	中層耐火	笹塚二丁目アパート(13号棟)	渋谷区笹塚2-38	36.7	1	30,800	75,200
一般都営	中層耐火	笹塚二丁目アパート(14号棟)	渋谷区笹塚2-34	38.7	1	33,000	81,200
一般都営	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート(56-5号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-56	38.7	1	33,200	51,800
一般都営	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート(56-6号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-56	38.7	1	33,200	51,800
一般都営	高層耐火	幡ヶ谷二丁目アパート(1号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-1	37.9	2	33,000	70,900
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(2-2号棟)	渋谷区広尾5-7	34.3	2	32,300	80,900
一般都営	中層耐火	南台四丁目アパート(1号棟)	中野区南台4-41	51.0	4	38,400	84,100
一般都営	中層耐火	南台四丁目アパート(2号棟)	中野区南台4-41	42.3	3	31,800	69,700
一般都営	高層耐火	中野中央二丁目アパート(10号棟)	中野区中央2-22	40.2	1	29,300	48,100
一般都営	中層耐火	井草三丁目アパート(4号棟)	杉並区井草3-15	42.3	1	32,200	57,100
一般都営	高層耐火	堀の内二丁目アパート(19号棟)	杉並区堀の内3-49	37.9	3	28,000	43,400
一般都営	中層耐火	高井戸東一丁目アパート(1号棟)	杉並区高井戸東1-13	39.0	1	28,900	66,500
一般都営	中層耐火	池袋本町三丁目アパート(1号棟)	豊島区池袋本町3-9	39.0	1	31,700	59,800
一般都営	高層耐火	北大塚一丁目アパート(10号棟)	豊島区北大1-15	38.2	1	31,000	63,900
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート(1号棟)	豊島区南大塚2-36	42.2	2	35,800	54,700
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート(2号棟)	豊島区南大塚2-36	37.3	1	31,100	50,800
一般都営	高層耐火	浮間一丁目第2アパート(7号棟)	北区浮間1-5	48.1	1	38,800	61,900
一般都営	中層耐火	浮間一丁目第2アパート(4号棟)	北区浮間1-6	59.6	1	48,700	89,900
一般都営	中層耐火	浮間二丁目アパート(4号棟)	北区浮間2-26	59.6	2	48,300	87,700
一般都営	高層耐火	王子三丁目アパート(7号棟)	北区王子3-23	40.7	1	31,800	53,300

種 類	構 造 名	称 位	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)	
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート(6号棟)	北区滝野川3-62	36.4	1	28,100	46,700
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート(11号棟)	北区滝野川3-69	39.0	2	30,400	50,500
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目第2アパート(1号棟)	北区滝野川3-79	36.1	2	28,000	43,100
一般都営	中層耐火	赤羽西五丁目アパート(2号棟)	北区赤羽西5-12	39.0	1	29,600	44,900
一般都営	高層耐火	赤羽西五丁目アパート(5号棟)	北区赤羽西5-11	37.3	1	29,000	50,800
一般都営	中層耐火	赤羽西五丁目アパート(8号棟)	北区赤羽西5-4	39.0	1	29,900	47,500
一般都営	高層耐火	赤羽西五丁目アパート(11号棟)	北区赤羽西5-7	40.6	1	31,900	45,600
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート(8号棟)	北区赤羽北3-13	59.6	1	48,300	84,900
一般都営	高層耐火	東日暮里一丁目アパート(13号棟)	荒川区東日暮里1-17	37.9	1	27,100	42,600
一般都営	高層耐火	坂下二丁目アパート(10号棟)	板橋区坂下1-8	42.2	2	31,600	45,300
一般都営	中層耐火	蓮根三丁目第2アパート(3号棟)	板橋区蓮根3-6	55.9	1	43,900	76,600
一般都営	中層耐火	坂下一丁目第2アパート(2号棟)	板橋区坂下1-15	42.3	1	31,700	56,200
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート(1号棟)	板橋区蓮根3-15	51.2	1	39,100	69,100
一般都営	中層耐火	東大塚三丁目アパート(1号棟)	練馬区東大塚3-53	59.6	1	47,300	95,500
一般都営	中層耐火	練馬富士見台三丁目アパート(4号棟)	練馬区富士見台3-51	39.0	1	28,900	57,500
一般都営	中層耐火	練馬富士見台三丁目アパート(6号棟)	練馬区富士見台3-54	39.0	1	29,000	54,200
一般都営	中層耐火	平和台二丁目アパート(3号棟)	練馬区平和台2-45	59.6	1	47,700	98,900
一般都営	中層耐火	早富三丁目アパート(2号棟)	練馬区早富3-39	55.9	1	43,900	86,300
一般都営	中層耐火	練馬春日町三丁目アパート(3号棟)	練馬区春日町3-28	48.1	1	37,800	74,400
一般都営	中層耐火	豊玉中四丁目アパート(2号棟)	練馬区豊玉中4-6	55.9	1	44,400	92,400
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(7号棟)	練馬区北町6-7	55.9	1	43,700	86,900
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(8号棟)	練馬区北町6-8	47.5	1	37,100	73,900
一般都営	中層耐火	練馬関町北三丁目第2アパート(1号棟)	練馬区関町北3-9	55.9	1	44,100	88,400
一般都営	中層耐火	貫井二丁目アパート(1号棟)	練馬区貫井2-18	59.6	1	47,000	91,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート(28号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,600	44,200
一般都営	中層耐火	南田中アパート(47号棟)	練馬区石神井町1-1	33.4	1	24,500	46,500
一般都営	中層耐火	南田中アパート(48号棟)	練馬区石神井町1-1	33.4	1	24,500	46,500
一般都営	中層耐火	高野台一丁目アパート(11号棟)	練馬区高野台1-1	41.7	2	31,100	69,000
一般都営	中層耐火	高野台一丁目アパート(12号棟)	練馬区高野台1-1	41.7	1	31,100	69,000
一般都営	中層耐火	石神井台七丁目アパート(1号棟)	練馬区石神井台7-20	55.9	1	43,400	79,400
一般都営	中層耐火	練馬春日町四丁目第2アパート(3号棟)	練馬区春日町4-12	48.1	1	37,600	71,300
一般都営	高層耐火	光が丘第1アパート(22号棟)	練馬区旭町1-33	59.6	1	47,200	93,200

種類	構造	名称	所在地	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般	中層	関原二丁目アパート(20号棟)	足立区関原2-14	51.0	1	36,500	61,300
一般	中層	俣木間五丁目アパート(2号棟)	足立区俣木間5-29	59.6	1	42,900	72,000
一般	中層	俣木間五丁目アパート(2号棟)	足立区俣木間5-29	51.0	1	26,700	61,600
一般	高層	西保木間三丁目アパート(6号棟)	足立区西保木間3-6	34.3	1	23,700	36,500
一般	中層	西保木間三丁目アパート(11号棟)	足立区西保木間3-12	42.3	1	29,700	41,100
一般	中層	西保木間一丁目第2アパート(4号棟)	足立区西保木間1-3	55.9	1	41,000	71,500
一般	高層	梅田三丁目アパート(23号棟)	足立区梅田3-2	59.6	1	43,200	73,600
一般	中層	青井四丁目アパート(1号棟)	足立区青井4-36	59.6	1	44,400	84,600
一般	中層	六月町一丁目アパート(4号棟)	足立区六月1-33	33.4	1	22,700	36,400
一般	中層	六月二丁目第4アパート(3号棟)	足立区六月2-8	51.0	1	37,000	60,800
一般	中層	扇一丁目アパート(16号棟)	足立区扇1-12	51.0	1	35,200	50,000
一般	中層	俣木間第5アパート(1号棟)	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,200	32,600
一般	中層	俣木間第5アパート(2号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	24,800	38,900
一般	中層	西保木間四丁目アパート(3号棟)	足立区西保木間4-1	37.3	1	25,300	41,700
一般	中層	上沼田第3アパート(3号棟)	足立区江北7-12	33.4	1	22,600	35,100
一般	中層	江北アパート(1号棟)	足立区江北6-16	33.4	1	22,700	35,200
一般	中層	谷在家アパート(11号棟)	足立区谷在家3-22	35.7	1	24,200	37,700
一般	中層	六ツ木町アパート(1号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	24,100	37,000
一般	中層	六ツ木町アパート(2号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	24,100	37,000
一般	中層	六ツ木町アパート(5号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	24,100	37,000
一般	中層	六ツ木町アパート(16号棟)	足立区六木1-5	37.7	1	25,400	38,700
一般	中層	花畑第3アパート(6号棟)	足立区南花畑4-11	33.4	1	22,800	37,800
一般	中層	花畑第4アパート(1号棟)	足立区花畑8-3	41.7	1	28,100	40,700
一般	中層	花畑第4アパート(6号棟)	足立区花畑8-4	38.3	1	25,800	37,400
一般	高層	花畑第4アパート(10号棟)	足立区花畑8-4	42.0	1	28,100	42,000
一般	高層	花畑第4アパート(11号棟)	足立区花畑8-4	42.0	1	28,100	42,000
一般	中層	花畑第6アパート(1号棟)	足立区花畑2-16	51.0	1	35,500	47,100
一般	中層	六月一丁目アパート(17号棟)	足立区六月2-11	51.0	6	36,800	62,300
一般	中層	青井二丁目アパート(2号棟)	足立区青井3-10	51.0	1	37,300	66,900
一般	高層	青井五丁目アパート(46号棟)	足立区青井5-12	55.9	1	41,200	75,600
一般	中層	築又一丁目第3アパート(2号棟)	葛飾区築又1-12	59.6	1	44,700	81,900
一般	高層	魚有一丁目アパート(1号棟)	葛飾区魚有1-18	51.2	1	37,500	65,200

種類	構造	名称	所在地	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般	中層	奥戸一丁目アパート(1号棟)	葛飾区奥戸1-12	59.6	2	45,000	78,600
一般	中層	東金町五丁目アパート(2号棟)	葛飾区東金町5-30	55.9	1	41,000	68,600
一般	高層	西新小岩一丁目アパート(2号棟)	葛飾区西新小岩1-1	51.2	1	38,900	63,700
一般	高層	西新小岩一丁目アパート(1号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	67,800
一般	中層	江戸川中央四丁目アパート(8号棟)	江戸川区中央4-16	59.6	1	46,800	84,800
一般	高層	平井一丁目アパート(6号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	1	25,300	42,600
一般	高層	平井一丁目アパート(12号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	2	25,300	42,600
一般	高層	平井一丁目アパート(13号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	2	27,800	46,900
一般	中層	平井四丁目第2アパート(1号棟)	江戸川区平井7-10	36.2	2	26,400	41,000
一般	中層	東小松川二丁目アパート(2号棟)	江戸川区東小松川3-21	42.3	1	31,700	43,900
一般	中層	江戸川三丁目アパート(2号棟)	江戸川区江戸川3-49	51.0	1	38,500	61,700
一般	中層	南小岩二丁目第2アパート(2号棟)	江戸川区南小岩2-23	51.0	1	39,300	66,400
一般	高層	宇喜田町第2アパート	江戸川区西葛西4-1	50.9	1	40,200	66,700
一般	中層	平井七丁目第2アパート(15号棟)	江戸川区平井7-18	39.0	1	28,700	49,600
一般	高層	清新町二丁目アパート(1号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,100	77,500
一般	高層	清新町二丁目アパート(4号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,600	84,600
一般	中層	多摩ニュータウン鹿島団地(16-1号棟)	八王子市鹿島16	42.3	1	21,700	34,900
一般	中層	多摩ニュータウン松が谷団地(18-1号棟)	八王子市松が谷18	51.1	1	26,300	42,300
一般	中層	立川富士見町六丁目アパート(52号棟)	立川市富士見町6-52	51.0	1	28,200	50,900
一般	中層	立川富士見町六丁目アパート(59号棟)	立川市富士見町6-59	42.3	1	23,400	42,200
一般	中層	立川錦町六丁目アパート(1号棟)	立川市錦町6-6	55.9	1	32,700	69,100
一般	中層	吉祥寺北町四丁目第2アパート(25号棟)	武蔵野市吉祥寺北町4-3	55.9	1	42,600	95,600
一般	中層	境五丁目アパート(3号棟)	武蔵野市境5-28	55.9	1	42,600	91,000
一般	中層	境南町三丁目アパート(5号棟)	武蔵野市境南町3-20	51.0	1	37,800	79,800
一般	中層	境二丁目アパート(4号棟)	武蔵野市境2-6	60.9	1	45,900	98,800
一般	中層	上連雀九丁目第2アパート(1号棟)	三鷹市上連雀9-30	55.9	1	40,900	79,100
一般	中層	昭和町一丁目アパート(2号棟)	昭島市昭和町1-10	72.0	1	41,700	90,800
一般	中層	昭島東町一丁目アパート(3号棟)	昭島市東町1-15	51.0	1	26,900	57,900
一般	高層	調布くすのきアパート(1号棟)	調布市国領町3-8	53.5	1	29,800	65,200
一般	高層	調布くすのきアパート(6号棟)	調布市国領町8-1	53.5	1	31,900	77,500
一般	高層	調布くすのきアパート(7号棟)	調布市国領町8-1	51.2	1	30,500	74,200
一般	高層	調布くすのきアパート(9号棟)	調布市国領町8-1	51.2	1	30,500	74,200

種 類	構 造 名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)	
一般都営	中層耐火	調布富士見町四丁目第2アパート(3号棟)	調布市富士見町4-6	62.1	1	37,700	85,800
一般都営	中層耐火	調布富士見町四丁目アパート(1号棟)	調布市富士見町4-14	51.0	1	31,000	70,900
一般都営	中層耐火	下石原第2アパート(3号棟)	調布市下石原1-15	62.1	1	38,300	90,000
一般都営	中層耐火	下石原第2アパート(4号棟)	調布市下石原1-15	62.1	1	38,300	90,000
一般都営	中層耐火	人間町三丁目アパート(3号棟)	調布市人間町3-3	59.6	1	37,800	89,700
一般都営	中層耐火	築地三丁目アパート(5号棟)	調布市築地3-3	51.0	1	29,600	66,500
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート(2号棟)	町田市中町4-8	59.6	1	35,200	75,900
一般都営	中層耐火	金森第3アパート(3号棟)	町田市金森7-19	60.2	1	34,300	65,300
一般都営	高層耐火	森野二丁目アパート(4号棟)	町田市森野2-2	55.9	1	32,500	74,600
一般都営	中層耐火	忠生四丁目アパート(4号棟)	町田市忠生4-6	55.9	1	30,300	55,800
一般都営	中層耐火	小金井本町二丁目アパート(8号棟)	小金井市本町2-15	39.0	1	20,500	53,300
一般都営	中層耐火	上水南町アパート(1号棟)	小平市上水南町3-1	55.9	1	32,200	73,500
一般都営	中層耐火	上水南町アパート(2号棟)	小平市上水南町3-1	55.9	1	32,200	73,500
一般都営	中層耐火	秋津町二丁目アパート(1号棟)	東村山市秋津町1-28	51.1	1	30,100	59,800
一般都営	高層耐火	国分寺南町三丁目アパート(25号棟)	国分寺市南町3-9	59.6	1	37,600	100,300
一般都営	高層耐火	田無本町四丁目アパート(1号棟)	西東京市田無町4-10	51.0	1	30,200	68,800
一般都営	中層耐火	田無北原町アパート(4号棟)	西東京市北原町2-12	62.1	1	38,900	85,500
一般都営	中層耐火	田無向台町四丁目アパート(5号棟)	西東京市向台町4-10	51.0	1	29,300	65,700
一般都営	中層耐火	田無南町三丁目アパート(1号棟)	西東京市南町3-23	55.9	1	35,600	81,400
一般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート(14号棟)	西東京市田無町7-8	51.0	1	30,500	63,200
一般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート(20号棟)	西東京市田無町7-12	56.8	1	34,000	70,300
一般都営	中層耐火	田無芝久保三丁目アパート(2号棟)	西東京市芝久保町3-3	61.3	1	37,800	80,800
一般都営	中層耐火	狛江アパート(14号棟)	狛江市和泉木町4-7	37.0	1	17,900	43,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート(22号棟)	狛江市和泉木町4-7	37.0	2	18,000	43,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート(33号棟)	狛江市和泉木町4-7	33.4	1	16,600	43,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート(47号棟)	狛江市和泉木町4-7	37.3	1	18,500	46,300
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘三丁目アパート(1号棟)	清瀬市竹丘3-3	51.0	1	27,800	51,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-1号棟)	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,400	29,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-3-7号棟)	多摩市諏訪4-3	37.7	1	17,400	29,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-3-8号棟)	多摩市諏訪4-3	37.7	1	17,400	29,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-4-1号棟)	多摩市諏訪4-4	56.8	1	30,100	52,700
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(1-2-1号棟)	多摩市愛宕1-2	38.7	1	18,600	34,500

種 類	構 造 名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)	
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(4-1-1号棟)	多摩市愛宕4-1	40.1	1	19,200	33,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(4-1-2号棟)	多摩市愛宕4-1	40.1	2	19,200	33,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン落合団地(4-4-2号棟)	多摩市落合4-4	51.1	1	25,800	38,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン豊ヶ丘団地(6-1-2号棟)	多摩市豊ヶ丘6-1	42.3	1	21,500	31,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地(5-1-1号棟)	多摩市貝取5-1	55.9	1	29,300	51,800

●東京都告示第七七十二号
東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第

三条第二項並びに第十二条第一項及び第四項の規定に基づき、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、

同条例第三条第三項の規定により告示する。

令和三年五月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

名 称 位 置

構造及び規模

戸 数

収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料（月額一戸につき）

近傍同種の住宅の家賃（月額一戸につき）

南花畑四丁目アパート
(20号棟)

足立区南花畑四丁目十一番

高層耐火

三四・六平方メートル

二八、一〇〇円

六二、三〇〇円

同右

同右

四〇・四平方メートル

同右

三二、八〇〇円

七二、七〇〇円

同右

同右

四七・九平方メートル

一四戸

三八、九〇〇円

八六、二〇〇円

同右

同右

四七・八平方メートル

七戸

三八、八〇〇円

同右

同右

同右

五七・四平方メートル

六戸

四六、七〇〇円

一〇三、三〇〇円

南花畑四丁目アパート
(29号棟)

同右

三四・六平方メートル

八九戸

二八、一〇〇円

六二、四〇〇円

同右

同右

四〇・四平方メートル

八五戸

三二、八〇〇円

七二、八〇〇円

同右

同右

四八・〇平方メートル

九戸

三九、〇〇〇円

八六、五〇〇円

同右

同右

四七・八平方メートル

一八戸

三八、八〇〇円

八六、三〇〇円

同右

同右

五七・五平方メートル

七戸

四六、七〇〇円

一〇三、七〇〇円

同右

同右

四七・九平方メートル

八戸

三八、九〇〇円

八六、四〇〇円

同右

同右

五七・四平方メートル

一四戸

四六、七〇〇円

一〇三、五〇〇円

●東京都告示第七七十三号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第

三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営改良住宅の使用料を、同条例第三条第二項及び第七十一条において準用する同条例第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営再開発住宅の使用料を次のように変更し、令

和三年六月一日から実施するので、同条例第三条第三項の規定により告示する。

令和三年五月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	中層耐火	市ヶ谷富久町アパート(2号棟)	新宿区富久町22-19	35.5	1	30,200
改良	高層耐火	橋場二丁目アパート(15号棟)	台東区橋場2-16	43.9	1	34,000
改良	高層耐火	押上二丁目アパート(5号棟)	墨田区押上2-1	36.1	1	26,000
改良	高層耐火	白鬚東アパート(2号棟)	墨田区堤通2-3	63.4	1	46,600
改良	高層耐火	越中島三丁目アパート(14号棟)	江東区越中島3-2	37.8	1	30,500
改良	中層耐火	萩中一丁目アパート(11号棟)	大田区萩中1-3	36.4	1	29,000
改良	中層耐火	萩中三丁目アパート(20号棟)	大田区萩中3-27	36.4	1	29,000
改良	中層耐火	浮間一丁目第2アパート(1号棟)	北区浮間1-12	48.1	1	38,800
改良	中層耐火	堀船三丁目第2アパート(1号棟)	北区堀船3-1	33.4	1	24,700
改良	中層耐火	西保木間二丁目アパート(4号棟)	足立区西保木間3-2	33.4	1	22,600
改良	中層耐火	東和アパート(2号棟)	足立区東和2-6	32.6	1	22,100
再開発	高層耐火	西大久保アパート(5号棟)	新宿区大久保3-9	43.9	1	37,300
再開発	高層耐火	白鬚東アパート(16号棟)	墨田区堤通2-8	51.3	1	37,300

●東京都告示第七百七十四号

東京都管住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

令和三年五月三十一日

東京都知事 小池百合子

東京街道アパート 駐車 東大和市清原一丁目 七〇二区画
場 一番ほか

●東京都告示第七百七十五号

平成十七年東京都告示第八百六十四号(東京都エネルギー環境計画指針)の一部を次のように改正する。

令和三年五月三十一日

東京都知事 小池百合子

第三一(四)中「(7)」を「(10)」とし、同(四)中「する」を「し」、(7)に規定するメニュー別調整後CO₂排出係数の算定においては控除しない」とし、同(四)中「調整後排出係数」を「調整後CO₂排出係数」とし、「調整後二酸化炭素排出量」を「調整後CO₂排出量」とし、「する。」の次に「ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。」を加え、同(四)中「ただし、」の次に「調整後CO₂排出係数及びメニュー別環境価値利用率を算定する場合にあっては、」を加え、同(四)中「相当量」の次に「(ただし、調整後CO₂排出係数及びメニュー別環境価値利用率を算定する場合にあっては、再エネ指定の非化石証書に限る。)」を加え、ついで同(四)中「同(七)」

アの次に次のように加える。

イ 海外認証排出削減量(ただし、メニュー別調整後CO₂排出係数を算定する場合に限る。)

第三一(七)を同(十)とし、同(六)の次に次のように加える。

(7) 料金メニュー(以下「メニュー」という。)ごとの調整後CO₂排出係数(以下「メニュー別調整後CO₂排出係数」という。)(公表を希望する場合に限る。)

(8) メニューごとの再生可能エネルギー利用率(以下「メニュー別再生可能エネルギー利用率」という。)(公表を希望する場合に限る。)

(9) メニューごとの環境価値利用率(以下「メニュー別環境価値利用率」という。)(公表を希望する場合に限る。)

第三一(四)中「二酸化炭素」を「CO₂」とし、同(四)中「する」の次に「し、」を加える。

(8) メニュー別調整後CO₂排出係数の算定方法
メニュー別調整後CO₂排出係数は、メニューごとの調整後CO₂排出量を、メニューごとの電気の供給の量で除して求めるものとする。

(9) メニュー別再生可能エネルギー利用率の算定方法
メニュー別再生可能エネルギー利用率は、メニューごとの再生可能エネルギー利用量を、メニューごとの電気の供給の量で除して求めるものとする。

(10) メニュー別環境価値利用率の算定方法
メニュー別環境価値利用率は、電気事業者が排出

量調整無効化した環境価値量を、メニューごとの電気の供給の量で除して求めるものとする。

第四 五中「を利用した発電」や「の利用」に改める。

第五 一に次のただし書を加える。

ただし、同様式中メニュー別調整後CO₂排出係数、メニュー別再生可能エネルギー利用率及びメニュー別環境価値利用率(以下「メニュー別調整後CO₂排出係数等」という。)は、公表を希望する場合に限り記載するものとする。

第五 三中「並びに調整後CO₂排出係数」や「調整後CO₂排出係数並びにメニュー別調整後CO₂排出係数(公表を希望する場合に限る。)」及び「及び調整後CO₂排出係数」や「調整後CO₂排出係数及びメニュー別調整後CO₂排出係数(公表を希望する場合に限る。)」に改める。

第五 四中「を利用した発電事業」や「の利用」に改め、「再生可能エネルギー利用率」の並びに「メニュー別再生可能エネルギー利用率、メニュー別環境価値利用率」や「報告するものとする。」の並びに「ただし、メニュー別再生可能エネルギー利用率及びメニュー別環境価値利用率は、公表を希望する場合に限り記載するものとする。」を加える。

第五 六に次のように加える。

(6) メニュー別調整後CO₂排出係数等の値

第五 七(四)中「(3)」や「(4)」に改め、これを(五)とし、(四)の次に次のように加える。

(4) メニュー別調整後CO₂排出係数等の算定に係る

資料

メニュー別調整後CO₂排出係数等の算定の根拠となる資料

別記第二号様式に次のように加える。

別図

都道立川東大和線区域変更略図
東大和市芋窪六丁目～芋窪五丁目

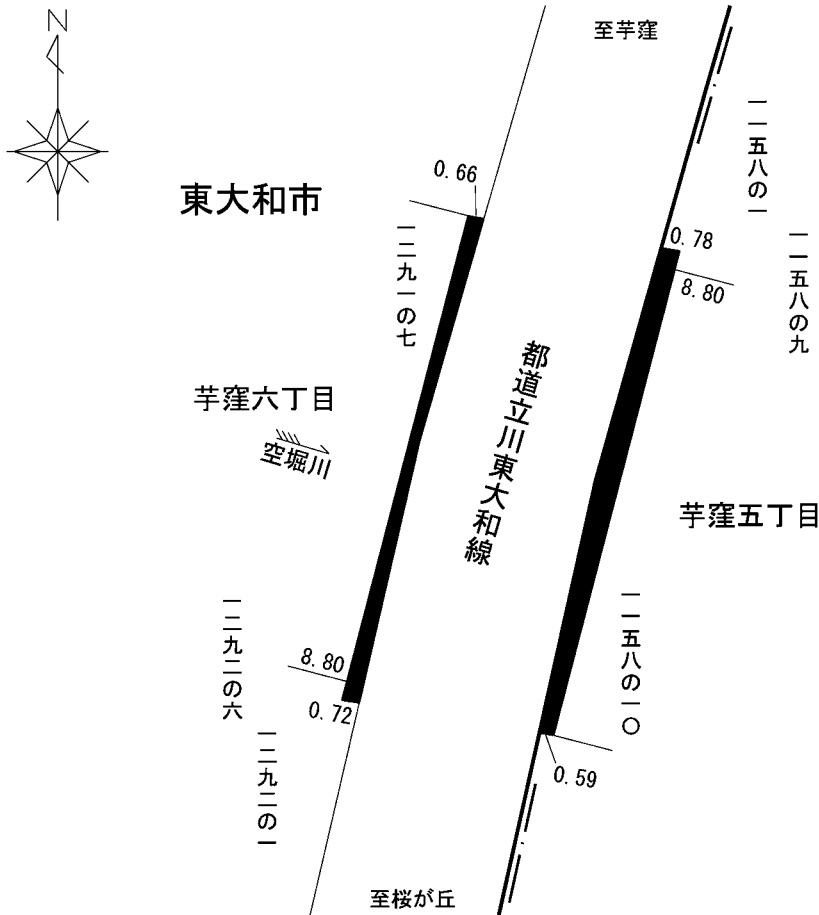
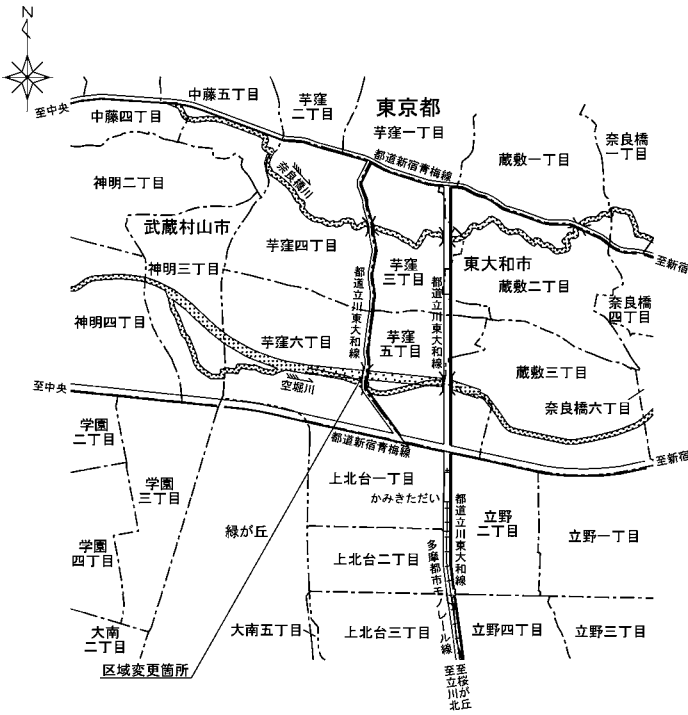
内から同市芋窪五丁目千百五十八番九地

内まで

三 変更の概要 別図表示のとおり



延長 二一・四一メートル
面積 二八・四七平方メートル



●東京都告示第七七十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年五月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和三年五月三十一日

東京都知事 小池百合子

一 路線名 立川東大和

二 供用開始の区間 東大和市芋窪六丁目千二百九十二番六地内から同市芋窪五丁目千五百五十八番九地内まで

三 供用開始の期日 令和三年五月三十一日

●東京都告示第七七十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和三年五月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和三年五月三十一日

東京都知事 小池百合子

一 路線名

立川東大和

二 占用を制限する区間

東大和市芋窪六丁目千二百九十二番六地内から同市芋窪五丁目千五百五十八番九地内まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和三年六月一日

●東京都告示第七八十号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第七号)第三条第三項の規定により、東京都立公園の位置、区域及び面積を次のとおり変更する。

令和三年五月三十一日

東京都知事 小池百合子

公園名 変更内容 変更年月日

東京都立高井戸公園 別図(1)のとおり 令和三年六月一日

東京都立舎人公園 別図(2)のとおり 同日

東京都立東大和公園 別図(3)のとおり 同日

東京都立野山北・六道山公園 別図(4)のとおり 同日

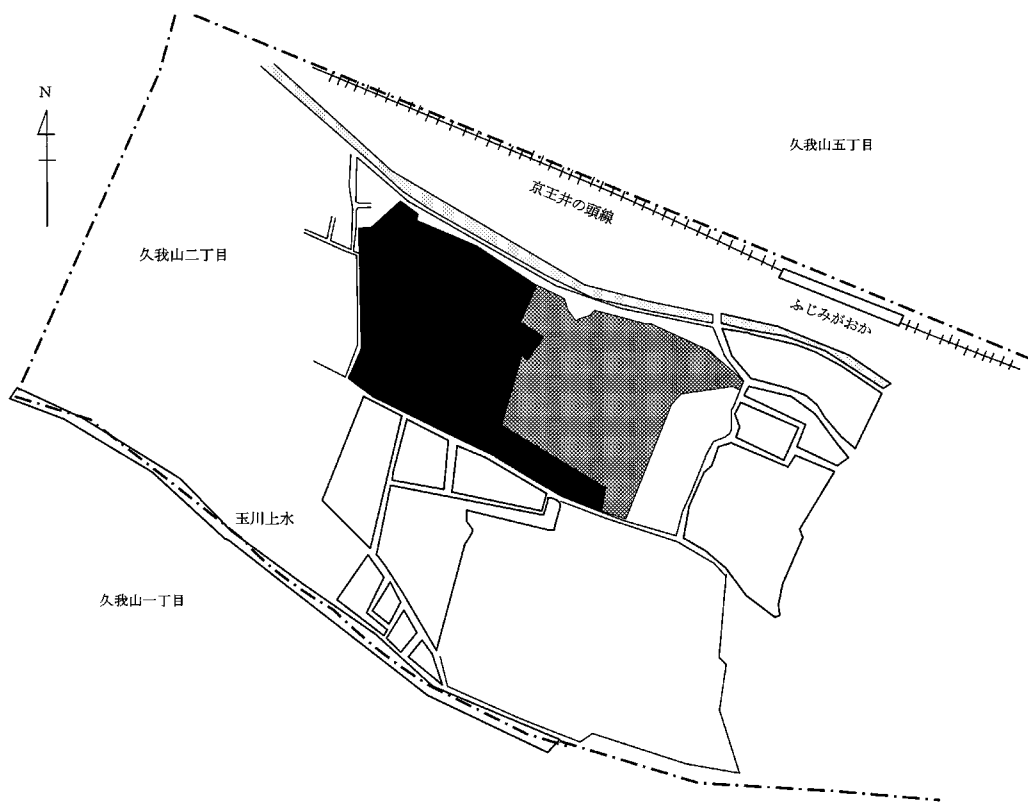
別図 (1)

東京都立高井戸公園 区域変更略図

変更箇所 杉並区久我山二丁目



変更前の区域	面積	二四、六六七・〇三	平方メートル
追加区域	面積	三四、六五四・三九	平方メートル
変更後の面積	面積	五九、三二一・四二	平方メートル



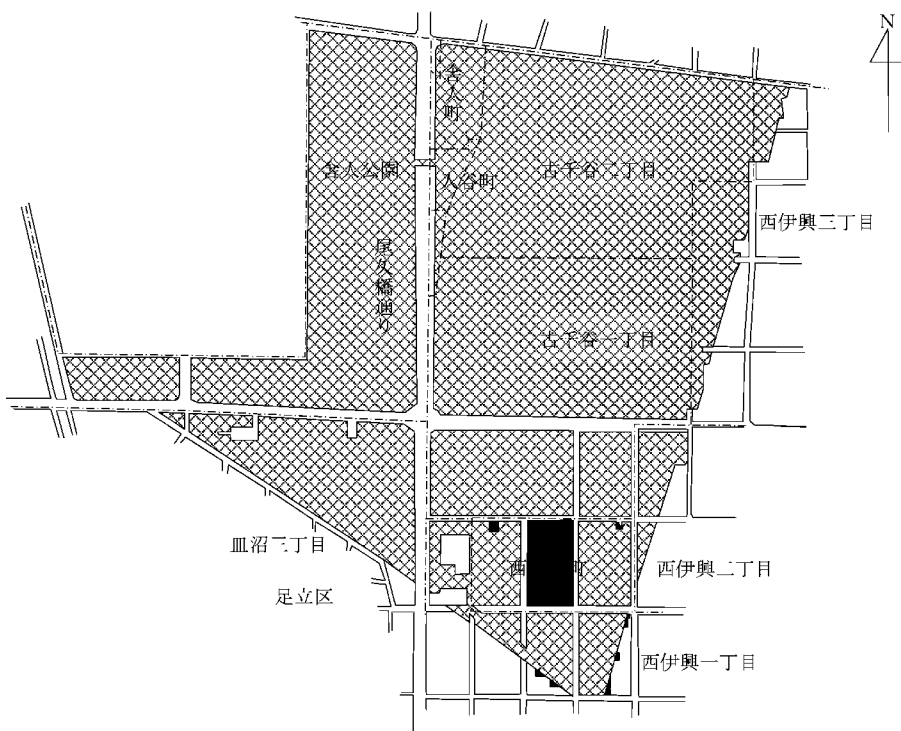
別図 (2)

東京都立舎人公園 区域変更略図

変更箇所 足立区西伊興町及び西伊興二丁目





変更前の区域	面積	六三一、五三〇・六七	平方メートル
追加区域	面積	一三、四六五・八八	平方メートル
変更後の面積	面積	六四四、九九六・五五	平方メートル

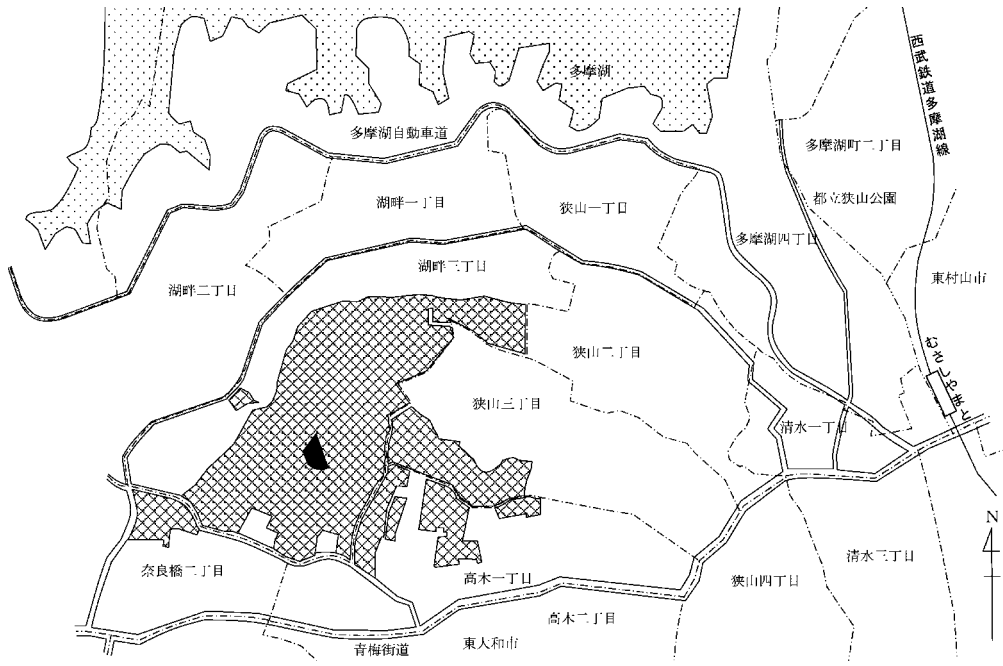


別図 (3)

東京都立東大和公園 区域変更略図

変更箇所 東大和市湖畔三丁目



	変更前の区域	面積	一八六、二七〇・〇六	平方メートル
	追加区域	面積	一、四〇〇・一〇	平方メートル
	変更後の面積		一八七、六七〇・一六	平方メートル



別図 (4)

東京都立野山北・六道山公園 区域変更略図

変更箇所 西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎

	変更前の区域	面積	二、〇三三、一一五・五三	平方メートル
	追加区域	面積	三、七五二・七八	平方メートル
	変更後の面積		二、〇三六、八六八・三一	平方メートル



公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年五月三十一日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

武蔵村山市残堀五丁目三十五番一、同番三から同番五まで、番地の三
三十六番一の一部、同番二、同番三、三十七番二及び同番三 株式会社大岸ホーム 代表取締役 豊泉 俊

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年五月三十一日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

国立市西二丁目十七番二十二 愛知県名古屋市中区東桜一丁目十三番三号 株式会社アールプランナー 代表取締役 梢 政樹

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年五月三十一日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

小平市花小金井五丁目五百六十番九、同番十二、五百六十四番一、五百六十五番一、五百六十六番一及び五百八十四番十九 誠賀建設株式会社 代表取締役 加賀美 誠

調布市深大寺北町六丁目一番九の一部、同番十七、同番十九から同番二十二まで及び同番二十四 西東京市芝久保町四丁目二十六番三号 株式会社東栄住宅 代表取締役 佐藤 千尋

清瀬市中清戸四丁目千四百四十七番、同番地先、千四百四十八番から千五百五十三番まで、千六百六十二番、千六百六十三番七、千六百六十四番二、同番三、千六百六十五番及び千六百六十六番 埼玉県所沢市小手指町一丁目一番地四 株式会社住協 代表取締役 安永 久人

東京都労働委員会あつせん員候補者の氏名等について

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条の規定により、東京都労働委員会あつせん員候補者の氏名、関歴等を下記のとおり公告する。

令和3年5月31日

東京都労働委員会

会長 金 井 康 雄

氏 名	現 職・経 歴	令和3年4月6日現在 委嘱年月日
青木 正男	東京都労働委員会委員 白治労東京都本部公共サービス民間労組協議会顧問	平成29年12月5日
新井 俊光	東京都労働委員会委員 (一社) 東京経営者協会参与	平成29年12月5日
安藤 哲雄	東京都労働委員会委員 自動車総連東京地方協議会議長	平成29年12月5日
飯田 いずみ	東京都労働相談情報センター八王子事務所長	令和2年4月7日
石井 敏雄	東京都労働委員会委員 東京都中小企業経営者協会理事・事務局長	平成23年6月7日
石川 純彦	東京都労働委員会委員 (二社) 東京経営者協会事務局長席参事	平成29年12月5日
石黒 清子	東京都労働委員会委員 弁護士(東京弁護士会)	平成27年12月4日
稲葉 康生	東京都労働委員会委員 ㈱毎日新聞社終身名誉職員・ジャーナリスト	平成23年12月2日
若下 秀市	東京都労働委員会委員 明治ホールディングス(株)顧問	令和2年12月2日
若林 健彰	東京都労働相談情報センター大崎事務所長	令和2年4月7日
内田 隆文	東京都労働委員会委員 ㈱實生堂社友	平成23年12月2日
内田 寛範	東京都労働委員会委員 大崎電気工業(株)社友	平成23年6月7日
榎谷 久美子	東京都労働相談情報センター池袋事務所長	令和3年4月6日
大塚 博文	東京都労働委員会委員 日本出版労働組合連合会元副中央執行委員長	平成25年12月4日
尾野 秀明	東京都労働委員会委員 U Aセンター東京都支部参与	平成29年12月5日
垣内 秀介	東京都労働委員会委員 東京大学大学院法学政治学研究科教授	令和3年3月2日
加藤 創夫	東京都労働委員会委員 日本タイカスト工業協同組合常任理事	平成25年12月4日
金山 康雄	東京都労働委員会委員 元札幌高等裁判所長官	平成29年12月5日
上村 時彦	東京都労働委員会委員 全水道東京水道労働組合特別執行委員	平成27年12月4日
川上 晴司	東京都労働委員会委員 J AM東京千葉顧問	平成30年6月8日
川田 琢之	東京都労働委員会委員 筑波大学ビジネスサイエンス系教授	平成25年12月4日
菊池 馨美	東京都労働委員会委員 早稲田大学法学術院教授	平成25年8月27日
久保 潤一郎	東京都労働委員会委員 連合東京労働政策局長	平成29年12月5日
熊田 京子	東京都労働委員会委員 東京日本電信電話(株)社友	令和元年12月2日
黒羽 二朗	東京都労働委員会委員 T T ベイ・システムズ(株)顧問	令和元年12月2日
光前 幸一	東京都労働委員会委員代理 弁護士(東京弁護士会)	平成25年12月4日

氏 名	現 職・経 歴	令和3年4月6日現在 委嘱年月日
小林 義浩	東京都労働相談情報センター一宮分事務所長	令和3年4月6日
近藤 卓史	東京都労働委員会委員 弁護士(第二東京弁護士会)	平成27年12月4日
齊藤 好行	東京都労働委員会委員 情報労連東京都協議会特別幹事	令和元年12月2日
佐藤 重巳	東京都労働委員会委員 東京都電力総連会長	令和元年12月2日
新宅 真理子	東京都労働委員会事務局審査調整法務担当課長	平成30年7月3日
鈴木 勝	東京都労働委員会事務局長	令和3年4月6日
園田 みつる	東京都労働委員会事務局審査調整課統括課長代理 (調整担当)	令和3年4月6日
高橋 宏之	東京都労働委員会委員 東京地下鉄労働組合顧問	平成29年12月5日
高橋 隼子	東京都労働委員会事務局審査調整課課長代理 (調整担当)	平成31年4月9日
田村 暎久	東京都労働委員会委員 早稲田大学法学術院教授	令和元年12月2日
野野 明子	東京都労働委員会事務局審査調整課課長代理 (調整担当)	令和2年4月7日
辻 正隆	東京都労働委員会事務局担当部長<総務課長事務取扱>	令和3年4月6日
等島 健彦	東京都労働委員会事務局担当課長<特命>	令和3年4月6日
中島 裕貴	東京都産業労働局雇用就業部連絡調整担当課長	令和2年12月15日
西 雄一郎	東京都労働委員会委員 中央大学法学部教授	平成27年5月12日
野田 博	東京都労働委員会委員 ㈱東橋サポルト&サービス顧問	平成29年12月5日
橋本 昌道	東京都労働委員会事務局審査調整課課長代理 (調整担当)	平成30年4月3日
平川 ひろみ	東京都労働委員会事務局調整担当課長	平成31年4月9日
平野 茂	東京都労働委員会委員 電機連合東京地方協議会特別常任幹事	令和元年12月2日
外面 幸二	東京都労働委員会委員 弁護士(第一東京弁護士会)	平成29年12月5日
巻淵 真理子	東京都労働委員会事務局審査調整課課長代理 (調整担当)	令和3年4月6日
増崎 裕子	東京都労働委員会委員 東京都中小企業団体中央会副会長	令和元年12月2日
松田 二郎	東京都労働委員会委員 東京都労働委員会委員	平成29年12月5日
三木 梓史	東京都労働委員会事務局審査調整法務担当課長 弁護士(第一東京弁護士会)	令和元年10月1日
水野 紗綾音	東京都労働委員会委員代理	平成23年1月25日
水町 勇一郎	東京大学社会科学研究所教授	

令和3年4月6日現在
委嘱年月日

令和3年4月6日現在
委嘱年月日

氏名	現職・経歴	令和3年4月6日現在 委嘱年月日
宮下 恵子	東京都労働委員会委員 全日本空輸株式会社友	平成29年12月5日
菅地 明子	東京都労働相談情報センター一亀戸事務所長	令和3年4月6日
村上 英一	東京都労働委員会事務局法務専門課長	平成27年4月7日
村西 紀章	東京都産業労働局雇用就業部長	令和2年4月7日
村山 隆	東京都産業労働局局務担当部長 <労働相談情報センター所長>	令和3年4月6日
森 治美	東京都労働委員会委員 全労連・全国一般労働組合東京地方本部中央執行委員長	平成27年12月4日
森永 健二	東京都労働委員会委員 東京都労働委員会事務局審査調整課長	令和3年4月6日
前嶋 草	東京都建設機社友 東京都労働委員会委員	平成25年12月4日
山本 千恵子	東京都労働委員会委員 U.A.ゼンセン東京支部参加	令和元年12月2日

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(一)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 一筒月 七〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

